

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 7 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
届出統計調査の受理	4
2 基幹統計調査の承認	5
社会生活基本調査（平成23年承認・2回目）（総務省）	5
法人企業統計調査（平成23年承認）（財務省）	7
学校基本調査（平成23年承認）（文部科学省）	9
農業経営統計調査（平成23年承認）（農林水産省）	13
3 一般統計調査の承認	16
作物統計調査の見直しに係る試行調査（平成23年承認）（農林水産省）	16
平成23年産業関連構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）（平成23年承認）（国土交通省）	20
歯科疾患実態調査（平成23年承認）（厚生労働省）	21
地域児童福祉事業等調査（平成23年承認・2回目）（厚生労働省）	22
4 届出統計調査の受理	24
(1) 新規	24
県営名古屋空港利用実態調査（平成23年届出）（愛知県）	24
県内主要企業に対するイベント・コンベンション等（MICE）実態調査（平成23年届出）（愛知県）	26
アンテナショップでの県産品販売に関する実態調査（平成23年届出）（愛知県）	27
命の里実態調査（平成23年届出）（京都府）	28
公立小・中・高等学校における児童生徒の喫煙・飲酒状況調査（平成23年届出）（青森県）	29
愛知県NPO法人会計基準及び寄附金等に関する実態調査（平成23年届出）（愛知県）	31
県民健康意識調査（平成23年届出）（三重県）	32
三重県内事業所健康意識調査（平成23年届出）（三重県）	33
秋田県買い物動向調査（平成23年届出）（秋田県）	34
仕事と生活のバランス実態調査（平成23年届出）（兵庫県）	35

労働条件・賃金実態調査（平成23年届出）（兵庫県）	36
NPOに関する実態調査（平成23年届出）（長野県）	37
静岡市健康に関する意識・生活アンケート調査（平成23年届出）（静岡市）	39
(2) 変更	41
労働状況実態調査（平成23年届出）（川崎市）	41
一般廃棄物実態調査（平成23年届出）（三重県）	42
鳥取県青少年育成意識調査（平成23年届出）（鳥取県）	44
神戸市内景況・雇用動向調査（平成23年届出・2回目）（神戸市）	46
労働関係総合実態調査（採用管理・教育訓練等実態調査）（平成23年届出）（山口県）	47
雇用管理実態調査（平成23年届出）（山口県）	48
中小企業景況調査（平成23年届出・3回目）（愛知県）	49
労働条件等実態調査（平成23年届出）（宮崎県）	50
特定健康診査に関する意識調査（平成23年届出・2回目）（静岡市）	51

○基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会生活基本調査	総務大臣	承認事項の変更 平成 23 年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査対象の範囲及び報告を求める者の数を変更	H23. 7. 8
法人企業統計調査	財務大臣	承認事項の変更 ① 東日本大震災への対応として、平成 22 年四半期別調査（第 4 四半期分）の調査票の提出期限及び公表時期を変更並びに年次別調査の調査票の提出期限を変更 ② これまで提出用及び保存用として 2 部送っていた調査票の送付部数を 1 部に変更	H23. 7. 11
学校基本調査	文部科学大臣	承認事項の変更 ① 平成 23 年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査票の提出期限及び公表時期の一部を変更 ② 平成 24 年以降の調査について、調査事項を以下のとおり変更 ・ 卒業後の状況調査票（2-1）（大学・大学院・短期大学・高等専門学校）の就職者の欄を正規労働・非正規労働の区分に分割し、また大学院博士課程の計の欄にポストドクター等の内訳項目を設定 ・ 学校調査票（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校）の帰国児童生徒数の内訳から、終戦前から外地居住者の子どもの数を削除	H23. 7. 11
農業経営統計調査	農林水産大臣	承認事項の変更 ① 個別保証制度の実施に対応して、調査体系を変更 ② 母集団情報について、2005 年農林業センサスから 2010 年世界農林業センサスへ変	H23. 7. 26

		更 ③統計委員会答申を踏まえ、 調査票を変更、調査方法の多 様化等を図る	
--	--	---	--

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画
について、主な内容を掲載したものである。

○一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 7. 7	作物統計調査の見直しに係る試行調査	農 林 水 産 大 臣
H23. 7. 21	平成23年産業連関構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）	国 土 交 通 大 臣
H23. 7. 22	歯科疾患実態調査	厚 生 労 働 大 臣
H23. 7. 29	地域児童福祉事業等調査	厚 生 労 働 大 臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

○届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 7. 4	県営名古屋空港利用実態調査	愛 知 県 知 事
H23. 7. 5	県内主要企業に対するイベント・コンベンション等（M I C E）実態調査	愛 知 県 知 事
H23. 7. 11	アンテナショップでの県産品販売に関する実態調査	愛 知 県 知 事
H23. 7. 12	命の里実態調査	京 都 府 知 事
H23. 7. 15	公立小・中・高等学校における児童生徒の喫煙・飲酒状況調査	青 森 県 知 事
H23. 7. 15	愛知県NPO法人会計基準及び寄附金等に関する実態調査	愛 知 県 知 事
H23. 7. 15	県民健康意識調査	三 重 県 知 事
H23. 7. 15	三重県内事業所健康意識調査	三 重 県 知 事
H23. 7. 19	秋田県買い物動向調査	秋 田 県 知 事
H23. 7. 19	仕事と生活のバランス実態調査	兵 庫 県 知 事
H23. 7. 19	労働条件・賃金実態調査	兵 庫 県 知 事
H23. 7. 21	NPOに関する実態調査	長 野 県 知 事
H23. 7. 29	静岡市健康に関する意識・生活アンケート調査	静 岡 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23. 7. 1	労働状況実態調査	川 崎 市 長
H23. 7. 7	一般廃棄物実態調査	三 重 県 知 事
H23. 7. 8	鳥取県青少年育成意識調査	鳥 取 県 知 事
H23. 7. 11	神戸市内景況・雇用動向調査	神 戸 市 長
H23. 7. 15	労働関係総合実態調査（採用管理・教育訓練等実態調査）	山 口 県 知 事
H23. 7. 22	雇用管理実態調査	山 口 県 知 事
H23. 7. 25	中小企業景況調査	愛 知 県 知 事
H23. 7. 25	労働条件等実態調査	宮 崎 県 知 事
H23. 7. 27	特定健康診査に関する意識調査	静 岡 市 長

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

○基幹統計調査の承認

【調査名】 社会生活基本調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年7月8日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室

【目的】 社会生活基本統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の生活時間の配分及び国民の生活行動を詳細に把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和51年以来5年ごとに実施されている。平成13年に、プリコード方式の調査票Aに加え、アフターコード方式の調査票Bが新たに設けられた。平成23年に、調査票Bの調査方法において、オンライン調査と調査員調査の併用に変更されるとともに、同年の調査については、東日本大震災への対応として、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を対象から除外する措置が取られた。

【調査の構成】 1－社会生活基本調査（調査票A） 2－社会生活基本調査（調査票B）

【公表】 インターネット（調査票A：調査実施年の翌年9月末日、調査票B：調査実施年の翌年12月末日）及び印刷物（逐次）

※

【調査票名】 1－社会生活基本調査（調査票A）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除く。）（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）世帯：78,000/50,000,000 世帯員：184,000/116,000,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）併用（把握時）調査年の10月20日現在（ただし、生活時間配分については、調査年の10月15日～23日までの9日間のうち、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。生活行動については、過去1年間の状態を調査する。）（系統）総務省－都道府県－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年10月6日～10月29日

【調査事項】 1. 全ての世帯員に関する事項（1）世帯主との続柄、（2）出生の年月又は年齢、（3）在学、卒業等教育又は保育の状況、2. 10歳未満の世帯員に関する事項（育児支援の利用の状況）、3. 10歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）配偶の関係、（4）学習・研究活動の状況、（5）ボランティア活動の状況、（6）スポーツ活動の状況、（7）趣味・娯楽活動の状況、（8）旅行・行楽の状況、（9）生活時間配分及び天候、4. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）介護の状況、（2）就業状態、（3）就業希望の状況、（4）従業上の地位、（5）勤務形態、（6）年次有給休暇の取得日数、（7）仕事の種類、（8）所属の企業全体の従業者数、（9）ふだんの1週間の就業時間、（10）希望する1週間の就業時間、（11）通勤時間、（12）ふだんの健康状態、（13）仕事からの年間収入、5. 60歳以上の世帯員に関する事項（子の住居の所在地）、6. 世帯に関する事項（1）世帯の種類、（2）10歳以上の世帯員数、（3）10歳未満の世帯員数、（4）住居の種類、（5）自家用車の所有の状況、（6）世帯の年間収入、（7）介護支援の利用の状況、（8）不在者の有無

※

【調査票名】 2－社会生活基本調査（調査票B）

【調査対象】 （地域）全国（ただし、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の一部地域を除く。）（単位）世帯（属性）世帯及び世帯員（抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000/50,000,000 10,000/116,000,000（配布）調査員（取集）調査員・オンライン（記入）併用（把握時）調査年の10月20日現在（ただし、生活時間配分については、調査年の10月15日～23日までの9日間のうち、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。生活行動については、過去1年間の状態を調査する。）（系統）総務省－都道府県－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年10月6日～10月29日

【調査事項】 1. 全ての世帯員に関する事項（1）世帯主との続柄、（2）出生の年月又は年齢、（3）在学、卒業等教育又は保育の状況、2. 10歳未満の世帯員に関する事項（育児支援の利用の状況）、3. 10歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）配偶の関係、（4）携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況、（5）生活時間配分及び天候、4. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）介護の状況、（2）就業状態、（3）従業上の地位、（4）勤務形態、（5）年次有給休暇の取得日数、（6）仕事の種類、（7）ふだんの1週間の就業時間、（8）希望する1週間の就業時間、（9）ふだんの健康状態、（10）仕事からの年間収入、5. 世帯に関する事項（1）世帯の種類、（2）10歳以上の世帯員数、（3）10歳未満の世帯員数、（4）住居の種類、（5）自家用車の所有の状況、（6）世帯の年間収入、（7）介護支援の利用の状況、（8）不在者の有無

【調査名】 法人企業統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年7月11日

【実施機関】 財務省財務総合政策研究所調査統計部

【目的】 法人企業統計調査は、法人企業統計を作成するために行う調査であり、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、併せて、法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的とする。

【沿革】 法人企業統計調査は、昭和23年から全営利法人（金融・保険業を除き、資本金1千万円以上は全数調査）を対象に年次別調査を開始し、続いて昭和25年には資本金2百万円以上の法人を対象に四半期別調査が開始されて、現行の年次別、四半期別の統計体系が確立した。

その後、昭和45年6月に指定統計に指定され、また、昭和48年度からは、四半期報の対象企業を、資本金1千万円以上のものに切り上げている。平成20年度からは、金融・保険業を調査対象業種に追加して実施している。

また、東日本大震災への対応として、平成22年四半期別調査（第4四半期分）の調査票の提出期限及び公表時期を変更並びに年次別調査の調査票の提出期限をする措置が取られた。

【調査の構成】 1－法人企業統計調査年次別調査票 2－法人企業統計調査四半期別調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（年次別調査：下期の最終月の翌月から7か月以内、四半期別調査：四半期の最終月の翌月から3か月以内）

※

【調査票名】 1－法人企業統計調査年次別調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社 （抽出枠）法人企業統計調査による法人名簿及び財務省の資料

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）40,800/2,811,800 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）上期（4月～9月）及び下期（10月～翌年3月） （系統）財務省－財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局－報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）上期調査：毎年1月10日、下期調査：毎年7月10日

【調査事項】 1. 法人の名称及び法人に関する一般的事項、2. 業種別売上高（銀行業、生命保険業及び損害保険業については経常収益、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、その他の金融商品取引業、商品先物取引業及びその他の保険業については業種別営業収益、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）については営業収益とする。）、3. 資産、負債及び純資産に関する事項、4. 損益に関する事項、5. 剰余金の配当に関する事項、6. 減価償却費に関する事項、7. 費用に関する事項、8. 役員、従業員に関する事項、9. 店舗数（銀行業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）に関する事項）

る)、その他の金融商品取引業、商品先物取引業、生命保険業、損害保険業及びその他の保険業に限る。)

※

【調査票名】 2－法人企業統計調査四半期別調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 企業 (属性) 本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社。ただし、資本金、出資金又は基金1千万円未満の法人を除く。(抽出枠) 法人企業統計調査による法人名簿及び財務省の資料

【調査方法】 (選定) 全数及び無作為抽出 (客体数) 33,800/1,101,800 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 第1四半期(4月～6月)、第2四半期(7月～9月)、第3四半期(10月～12月)、第4四半期(翌年1月～3月) (系統) 財務省－財務(支)局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局－報告者

【周期・期日】 (周期) 四半期 (実施期日) 第1四半期調査：毎年8月10日、第2四半期調査：毎年11月10日、第3四半期調査：毎年2月10日、第4四半期調査：毎年5月10日

【調査事項】 1. 法人の名称及び法人に関する一般的事項、2. 業種別売上高、3. 資産、負債及び純資産に関する事項、4. 固定資産の増減に関する事項、5. 投資その他の資産の内訳に関する事項(銀行業、生命保険業及び損害保険業を除く。) 6. 最近決算期における減価償却費、7. 損益に関する事項、8. 人件費に関する事項

【調査名】 学校基本調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年7月11日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 本調査は、文部省が文部省年報に掲載・公表していた、国立の学校について報告を求めた「文部省直轄各部年報諸表様式（昭和18年8月31日文部省訓令第22号）」、公私立の大学、高専について報告を求めた「公立私立高等学校、公立私立大学、公立私立専門学校年報諸表様式（昭和18年8月31日文部省令第72号）」（以上の2つは、学校から直接文部省に報告、文部省がこれを集計）及び、公私立の中学校以下の諸学校について報告を求めた「学事年報取調条項及び諸表様式（明治44年3月31日文部省訓令第2号）」（学校から都道府県知事に報告、都道府県知事が統計表を作成し文部省に提出）を、昭和23年に調査内容及び方法などを再検討し、これに抜本的改善を加えて旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計とし、調査の名称も「学校基本調査」とした。

当初の学校基本調査は、学校教育法上の全学校を対象とし、調査の構成も学校調査、経費及び資産調査（昭和24年以降学校経費調査）、学校施設調査、入学調査、卒業者調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び学令児童及び学令生徒調査の7つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業者調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などの変更はあったが、基本的にはこの当初の計画が踏襲されている。

昭和41年調査から附属図書館調査が中止され、昭和54年調査では、初等中等教育関係の各調査票の集計が電算化され、これに伴い調査票の様式が変更されるとともに学校施設調査票に各種学校調査票が新設された。

昭和55年調査から、国立養護教諭養成所の廃止に伴い「卒業後の状況調査」以外の国立養護教諭養成所に係る調査票が廃止された。

平成6年調査から、「卒業後の状況調査票」（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）の調査項目の「出身高校の所在県」及び「事業所の所在県」を削除し、大学院、高等専門学校（A票）と大学、短期大学（B票）に別れていた調査票の統合を行った。

平成7年調査から、すべての調査票への押印を廃止した。

平成11年調査から、学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）による中等教育学校の創設に伴い、「学校調査票」（中等教育学校）、「学校通信教育調査票」（中等教育学校、全日制・定時制）及び「卒業後の状況調査票」（中等教育学校通信制）の新設を行った。

平成23年調査の実施に当たり、東日本大震災への対応として、調査票の提出期限及び公表時期の一部を変更する措置が取られた。

【調査の構成】 1－学校調査票 2－学校通信教育調査票 3－不就学学齢児童生徒調査票 4－学校施設調査票 5－学校経費調査票 6－卒業後の状況調査票

【公表】 インターネット及び印刷物：学校基本調査速報（調査実施年度8月（平成23年度調査においては、東北3県（岩手、宮城、福島）の初等中等教育機関の数値は非公表）、学校基本調査報告書（調査実施年度12月（平成23年度調査においては、調査実施年度の翌年2月））

※

【調査票名】 1－学校調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 学校(学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。) (抽出枠) 平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 58,500 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省－報告者(大学、高等専門学校、国立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校)、文部科学省－都道府県(沖縄は教委)－報告者(公立・私立の高等学校(通信制の課程のみを置く高等学校を除く。)、中等教育学校、都道府県立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校)、文部科学省－都道府県(沖縄は教委)－市町村(沖縄は教委)－報告者(市町村立・私立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 文部科学省に直接調査票を提出する者の提出期日：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日(平成23年度調査における東北3県(岩手、宮城、福島)の初等中等教育機関については8月1日～10月31日の間で、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日)

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 学部、学科、課程又は学級に関する事項、4. 教員及び職員の数、5. 幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、6. 幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況

※

【調査票名】 2－学校通信教育調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校 (抽出枠) 平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 150 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省－都道府県(沖縄は教委)－報告者(通信制の課程を置く高等学校及び中等教育学校)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 都道府県知事が定める期日(平成23年度調査における東北3県(岩手、宮城、福島)の中等教育機関については8月1日～10月31日の間で、都道府県知事が定める期日)

【調査事項】 1. 学校の名称及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 教員及び職員の数、4. 生徒の在籍状況、5. 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況

※

【調査票名】 3－不就学学齢児童生徒調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 市町村教育委員会 (抽出枠) 平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,800 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記

入) 自計 (把握時) 毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省—都道府県(沖縄は教委)
—市町村(沖縄は教委)—報告者(市町村教育委員会)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 市町村長が定める期日

【調査事項】 1. 教育委員会の名称及び所在地、2. 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、
3. 居所不明の学齢児童生徒の数、4. 死亡した学齢児童生徒の数

※

【調査票名】 4—学校施設調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・
中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校、公立の専修学校・各種学校・大学・
高等専門学校・国立大学法人法(平成15年7月16日法律第112号)に定める国立
大学に附属させて設置した学校(国立大学附属)・特別支援学校 (抽出枠) 平成22年
度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 16,700 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン
(記入) 自計 (把握時) 毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省—報告者(国立大学
法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、教育委員会、公立大学法
人及び私立学校の設置者(大学・高等専門学校に係るもの。))、文部科学省—都道府県(沖
縄は教委)—報告者(都道府県立の専修学校・各種学校、私立の高等学校・中等教育学
校の設置者(大学・高等専門学校に係るものを除く。))、文部科学省—都道府県(沖縄は
教委)—市町村(沖縄は教委)—報告者(市町村立の専修学校・各種学校、私立の幼稚
園・小学校・中学校・特別支援学校・専修学校・各種学校の設置者(大学・高等専門学
校に係るもの、高等学校及び中等教育学校の設置者を除く。))

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 文部科学省に直接調査票を提出する者の提出期日: 7月
31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日: 都道府県知事が定める期日、市
町村に調査票を提出する者の提出期日: 市町村長が定める期日(平成23年度調査に
おける東北3県(岩手、宮城、福島)の初等中等教育機関については8月1日~10
月31日の間で、都道府県に調査票を提出する者の提出期日: 都道府県知事が定める
期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日: 市町村長が定める期日)

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 土地又は建物の
の用途別、構造別等の面積、4. 土地又は建物の増減の状況

※

【調査票名】 5—学校経費調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 大学(私立を除く。)、高等専門学校(独立行
政法人国立高等専門学校機構の設置する学校に限る。)、国立大学附属の学校及び特別支
援学校 (抽出枠) 平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 300 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記
入) 自計 (把握時) 前会計年度間 (系統) 文部科学省—報告者(国立大学法人及び
独立行政法人国立高等専門学校機構)、地方公共団体、公立大学法人

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年7月31日

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 経費に関する

事項、4. 収入に関する事項

※

【調査票名】 6－卒業後の状況調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び特別支援学校の中学部・高等部の卒業生、大学及び高等専門学校の卒業生 (抽出枠) 平成22年度「学校基本調査」実績

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 18,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 前年度間の卒業生(高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。)について、毎年5月1日現在 (系統) 文部科学省－報告者(大学、高等専門学校、国立の中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)、文部科学省－都道府県(沖縄は教委)－報告者(公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・特別支援学校)、文部科学省－都道府県(沖縄は教委)－市町村(沖縄は教委)－報告者(市町村立・私立の中学校・特別支援学校)

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 文部科学省に直接調査票を提出する者の提出期日：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日(平成23年度調査における東北3県(岩手、宮城、福島)の中等教育機関については8月1日～10月31日の間で、都道府県に調査票を提出する者の提出期日：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者の提出期日：市町村長が定める期日)

【調査事項】 1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 卒業生の卒業時における所属に関する事項、4. 卒業生の進学、就職等の状況

【調査名】 農業経営統計調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年7月26日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

【目的】 農業経営統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 従来の農家経済調査（指定統計第36号）及び米生産費統計調査（指定統計第100号）並びに米以外の農産物、畜産物及び繭の生産費調査（承認統計調査）を整理・統合し、新たに指定統計として指定され、平成6年7月から調査を実施している。その後、家計費に係る調査の家計調査（指定統計第56号）への一元化に伴い、本調査から家計収支の実態を明らかにする部分が削除されるとともに、自給的農家が調査対象から除外され、平成12年1月から適用されている。また、平成18年1月から、農家以外の農業経営体（組織経営体）のうち、会社や法人組織経営について自計による郵送調査（郵送回収）を導入した。平成24年1月から、「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）との統合や調査対象範囲の変更による調査体系の変更、調査方法の多様化（決算書類等の活用、オンライン調査の導入）等を行って実施している。

【調査の構成】 1－現金出納帳 2－作業日誌 3－経営台帳（個別経営体用） 4－経営台帳（組織法人経営体用） 5－経営台帳（任意組織経営体用）

【公表】 インターネット及び印刷物（営農類型別経営統計：調査実施年の翌年7月、10月、農畜産物生産費統計：調査実施年の翌年6月、7月、8月、10月）

※

【調査票名】 1－現金出納帳

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）9,509／1,525,605（配布）職員（収集）郵送・職員・オンライン（記入）自計（把握時）月末現在（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－センター－報告者

【周期・期日】 （周期）月（実施期日）毎月

【調査事項】 1. 収入・支出（農業経営に係る贈り物・もらい物を含む。）、2. 家計または農業生産関連事業に使った生産物（自営に使用する生産費該当生産物）、3. 農外等収入、4. 農外等支出

※

【調査票名】 2－作業日誌

【調査対象】 （地域）全国 （単位）農業経営体 （属性）農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（抽出枠）2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）9,509／1,525,605（配布）職員（収集）郵送・職員・オンライン（記入）自計（把握時）月末現在（系統）農林水産

省－地方農政局－地方農政事務所－センター－報告者

【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)毎月

【調査事項】 1. 作業区分、作業者名、1日当たり標準労働時間、作業日、2. 労働時間(日付、作物名、作業内容、家族・住み込みの年雇及び雇用別労働時間)、3. 生産費該当品目に使用した資材(品名、数量)

※

【調査票名】 3－経営台帳(個別経営体用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)2005年農林業センサス、2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)8,924/1,511,159 (配布)職員 (収集)郵送・職員・オンライン (記入)併用 (把握時)年末現在 (系統)農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－センター－報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年

【調査事項】 1. 世帯員(氏名、性別、生年月、就業状況等)、2. 土地(1)総括表(種類、地目、ほ場名・地番、土地台帳面積又は総面積、課税評価額、負担割合等)、(2)異動表(移動事由、異動年月、種類、地目、異動後の地目、異動面積)、3. 建物及び自動車・農機具(1)総括表(種類、構造、新古区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の負担割合等)、(2)異動表(異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面積)、4. 植物(1)総括表(種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、年始め植栽面積)、(2)異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、植栽年月、異動面積)、5. 牛馬(1)総括表(種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭数等)、(2)異動表(異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した年月、頭数等)、6. 中小動物(種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数)、7. 現物在庫(1)未処分農産物(品目、数量)、(2)農業生産資材(品目、該当部門、数量)、8. 現金・預貯金等及び借入金(1)現金・預貯金及び売掛未収入金(区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末現在高、農業負担割合)、(2)借入金及び買掛未払金(区分、名称、年始現在高、負担割合、年末現在高、負担割合)、9. 自給牧草(1)作付面積・生産量(種類、作付面積、牧草生産量、収穫回数)、(2)牧草費用価減償却配賦表(資産等、種類、構造・型式、牧草名等)、10. 調査客体概況(1)営農類型別統計関連項目、(2)農産物生産費統計関連共通項目、(3)米生産費統計関連項目、(4)麦類・大豆・畑作物生産費統計、(5)牛乳生産費・肉用牛生産費・肥育豚生産費統計関連共通項目、(6)牛乳生産費統計関連項目、(7)子牛生産費統計関連項目、(8)肥育豚生産費統計関連項目

※

【調査票名】 4－経営台帳(組織法人経営体用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)農業経営体 (属性)農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠)2010年世界農林業センサス、平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 371/10,678 (配布) 職員 (取集) 郵送・職員・オンライン (記入) 併用 (把握時) 年末現在 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年

【調査事項】 1. 貸借対照表 (1) 固定資産細分配賦表 (植物及び動物、建物・構築物及び自動車・農機具、土地、その他)、(2) 流動資産・繰延資産・負債・資本科目配賦表、2. 損益計算書 (1) 農業収入、(2) 農業生産関連事業収入の内訳、(3) 制度受取金、積立金等の内訳、(4) 農作業受託収入の内訳、(5) 事業収入計、(6) 事業外収支の内訳、(7) 科目配賦表、(8) 法人税等引当額、3. 調査客体概況 (1) 水陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付面積等、(2) 野菜及び花きの作付面積、(3) 果樹 (茶、桑を含む。) の植栽面積等、(4) 畜産物の販売状況等、(5) 農作業受託及び生産調整田面積、(6) 構成員の状況等、(7) 事業従事者数、(8) 投資と資金、(9) 経営耕地面積等、(10) 決算期

※

【調査票名】 5－経営台帳 (任意組織経営体用)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 農業経営体 (属性) 農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体 (抽出枠) 平成22年集落営農実態調査

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 214/3,768 (配布) 職員 (取集) 郵送・職員・オンライン (記入) 併用 (把握時) 年末現在 (系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 年 (実施期日) 毎年

【調査事項】 1. 建物及び自動車・農機具 (1) 総括表 (種類、構造、新古区分、取得年月、取得価額、年始め延べ面積、農業、農外、家計の負担割合、部門別の負担割合等)、(2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、構造、異動延べ面積)、2. 植物 (1) 総括表 (種類、品種、植栽年月、取得価額又は成園価額、年始め植栽面積)、(2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、品種、植栽年月、異動面積)、3. 牛馬 (1) 総括表 (種類、品種、販売目的区分、性別、生産年月、成畜に達した年月、取得年月、取得価額、年始頭数等)、(2) 異動表 (異動事由、異動年月、種類、品種、性別、生産年月、成畜に達した年月、頭数等)、4. 中小動物 (種類、品種、性別、生産年月、取得年月、頭羽数)、5. 現物在庫 (1) 未処分農産物 (品目、数量)、(2) 農業生産資材 (品名、該当部門、数量)、6. 現金・預貯金等及び借入金 (1) 現金・預貯金及び売掛未収入金 (区分、名称、年始め現在高、農業負担割合、年末現在高、農業負担割合)、(2) 借入金及び買掛未払金 (区分、名称、年始現在高、負担割合、年末現在高、負担割合)、7. 調査客体概況 (1) 水陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物及び飼料作物の作付け面積等、(2) 野菜及び花きの作付面積、(3) 果樹 (茶、桑を含む。) の植栽面積等、(4) 畜産物の販売状況等、(5) 農作業受託及び生産調整田面積、(6) 構成員の状況等、(7) 事業従事者数、(8) 経営耕地面積等、(9) 決算期

○一般統計調査の承認

【調査名】 作物統計調査の見直しに係る試行調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年7月7日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課

【目的】 現行の作物統計調査（水稻以外の作物に係る作付面積調査及び収穫量調査に限る。）及び特定作物統計調査で顕在化している調査方法の課題を克服し、基幹統計調査である作物統計調査に係る今後の適切な調査内容及び調査方法を確立するため、その検討に必要な情報を得る。

【沿革】 本調査は農林水産省は、平成25年度から本体調査を抜本的に変更することを予定しており、その準備として、まず、平成22年度において、同じ名称で1回目の試行調査（以下「一次試行調査」という。）を1回限りで実施したところである。本試行調査は、一次試行調査の結果を踏まえ、更に検証が必要な事項を確認するために実施されるものである。

【調査の構成】 1－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（10月調査） 2－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（12月調査） 3－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（3月調査） 4－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（10月調査） 5－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（12月調査） 6－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（3月調査） 7－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票C（10月調査） 8－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票C（12月調査） 9－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票C（3月調査）

【公表】 非公表

※

【調査票名】 1－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（10月調査）

【調査対象】 （地域）神奈川県、福井県及び熊本県 （単位）農家 （属性）農林業経営体（抽出枠）2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）13,926/83,552（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）果樹及び茶の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。

（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り（実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 陸稲、なたね、茶、果樹（もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも）及び春植えばれいしょの作付（栽培）面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 2－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A（12月調査）

【調査対象】 （地域）神奈川県、福井県及び熊本県 （単位）農家 （属性）農林業経営体（抽出枠）2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）13,926/83,552（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）果樹の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系

統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 豆類(大豆、小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、かんしょ、飼肥料作物、こんにゃくいも、果樹(ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり)、冬春野菜、夏秋野菜及び季節区分のない野菜の作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 3－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票A(3月調査)

【調査対象】 (地域) 神奈川県、福井県及び熊本県 (単位) 農家 (属性) 農林業経営体 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 13,926/83,552 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 果樹の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 果樹(みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパイナップル)、秋冬野菜、季節区分のない野菜及び花きの作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 4－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B(10月調査)

【調査対象】 (地域) 神奈川県、福井県及び熊本県 (単位) 農家 (属性) 自給的農家 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 678/40,678 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 果樹及び茶の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 陸稲、なたね、茶、果樹(もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも)及び春植えばれいしょの作付(栽培)面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 5－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B(12月調査)

【調査対象】 (地域) 神奈川県、福井県及び熊本県 (単位) 農家 (属性) 自給的農家 (抽出枠) 2010年世界農林業センサス

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 678/40,678 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 果樹の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。(系統) 農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月

【調査事項】 豆類(大豆、小豆、いんげん及びらっかせい)、そば、かんしょ、飼肥料作物、こんにゃくいも、果樹(ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり)、冬春野菜、夏秋野菜及び季節区分のない野菜の作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 6－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票B（3月調査）

【調査対象】 （地域）神奈川県、福井県及び熊本県 （単位）農家 （属性）自給的農家 （抽出枠）2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）678／40，678 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）果樹の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 果樹（みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパイナップル）、秋冬野菜、季節区分のない野菜及び花きの作付（栽培及び収穫）面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 7－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票C（10月調査）

【調査対象】 （地域）京都府及び愛媛県 （単位）農家 （属性）農林業経営体及び自給的農家 （抽出枠）2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9，143／54，855 529／31，765 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）果樹及び茶の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 陸稲、なたね、茶、果樹（もも、おうとう、びわ、うめ及びすもも）及び春植えばれいしょの作付（栽培）面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 8－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票C（12月調査）

【調査対象】 （地域）京都府及び愛媛県 （単位）農家 （属性）農林業経営体及び自給的農家 （抽出枠）2010年世界農林業センサス

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）9，143／54，855 529／31，765 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）果樹の栽培面積の調査期日は、7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した時期とする。（系統）農林水産省－地方農政局－地方農政事務所－統計・情報センター－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）各調査月ごとに1か月

【調査事項】 豆類（大豆、小豆、いんげん及びらっかせい）、そば、かんしょ、飼肥料作物、こんにゃくいも、果樹（ぶどう、日本なし、西洋なし、かき及びくり）、冬春野菜、夏秋野菜及び季節区分のない野菜の作付（栽培及び収穫）面積、収穫量、出荷量

※

【調査票名】 9－作物統計調査の見直しに係る試行調査 調査票C（3月調査）

【調査対象】 （地域）京都府及び愛媛県 （単位）農家 （属性）農林業経営体及び自給的農家 （抽

出枠) 2010年世界農林業センサス

- 【調査方法】** (選定) 無作為抽出 (客体数) 9, 143/54, 855 529/31, 765
(配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 果樹の栽培面積の調査期日は、
7月15日現在とする。それ以外の事項は、それぞれの収穫・出荷がおおむね終了した
時期とする。(系統) 農林水産省-地方農政局-地方農政事務所-統計・情報センター
-報告者
- 【周期・期日】** (周期) 一回限り (実施期日) 各調査月ごとに1か月
- 【調査事項】** 果樹(みかん、その他のかんきつ類、りんご、キウイフルーツ及びパイナップル)、
秋冬野菜、季節区分のない野菜及び花きの作付(栽培及び収穫)面積、収穫量、出荷量

【調査名】 平成23年産業関連構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年7月21日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報政策課

【目的】 内航船舶によって輸送された貨物の品目別運賃収入を把握し、平成23年（2011年）産業関連表作成のための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、昭和50年から産業関連表の作成に合わせて5年ごとに実施されてきた。産業関連表作成の基礎資料を得るための調査は、本調査以外にも行われており、このことを踏まえ、平成23年の実施に際して、それらの調査を「産業関連構造調査」の名称で集約するとともに、本調査も、その中の一つの調査として位置付けられた。

【調査の構成】 1－平成23年産業関連構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）調査票

【公表】 非公表

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の内容。

※

【調査票名】 1－平成23年産業関連構造調査（内航船舶品目別運賃収入調査）調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）内航海運業法第2条第2項に規定する内航運送をする事業を営む者であって、総トン数20トン以上の船舶により貨物を輸送する者のうちから、国土交通大臣が選定した者。（抽出枠）内航船舶輸送統計調査の母集団調査結果に基づく標本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）200/800 （配布）郵送・オンライン（電子メール） （取集）郵送・オンライン（電子メール） （記入）自計 （把握時）平成23年10月1日～10月31日 （系統）国土交通省－報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年9月末日～12月15日

【調査事項】 1. 船舶番号、2. 貨物の品名、3. 運賃収入額

【調査名】 歯科疾患実態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年7月22日

【実施機関】 厚生労働省医政局歯科保健課

【目的】 本調査は、わが国の歯科保健状況を把握し、8020運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討や、健康日本21において設定した目標の達成度等の判定を行い、今後の歯科保健医療対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和32年に開始された。

【調査の構成】 1－歯科疾患実態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成24年6月、結果表：平成24年11月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。なお、以下の調査計画記載のとおり、東日本大震災の影響を受けた地域については、平成23年の調査は実施されない。

※

【調査票名】 1－歯科疾患実態調査票

【調査対象】 （地域）全国（ただし、平成23年調査については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県の全域を除く。）（単位）個人（属性）満1歳以上の世帯員（抽出枠）平成23年国民生活基礎調査の調査地区

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000／126,711,194（配布）調査員（取集）調査員（記入）他計（把握時）調査実施年の11月中の任意の1日（系統）厚生労働省一都道府県・保健所設置市・特別区－調査員－報告者

【周期・期日】 （周期）6年（実施期日）平成23年11月1日～11月30日

【調査事項】 1. 性別・生年月日、2. 歯ブラシの使用状況、3. フッ化物の塗布状況、4. インプラントの有無、5. 顎関節の異常、6. 歯の状況、7. 補綴の状況、8. 歯肉の状況、9. 歯列・咬合の状況

【調査名】 地域児童福祉事業等調査（平成23年承認・2回目）

【承認年月日】 平成23年7月29日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

【目的】 認可外保育施設利用世帯票：認可外保育施設を利用する世帯の実態を把握することにより、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

保育所利用世帯票、認可外保育施設調査票：保育所を利用する世帯の保育所の入所状況や父母の就業状況及び認可外保育施設の状況を把握することにより、保育需要の多様化に対応した保育施策の在り方を検討するための基礎資料を得る。

市町村事業票：本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は平成9年から開始され、旧統計法下では、市町村事業を対象とする場合は届出統計調査として、施設（保育所及び認可外保育施設）及び利用世帯を対象とする場合は承認統計調査として実施されたが、平成21年4月の新統計法の全面施行に伴い、一般統計調査に移行して実施されている。

なお、本調査は、4種類の調査票（1. 市町村事業票、2. 認可外保育施設調査票及び保育所利用世帯票、3. 認可外保育施設利用世帯票）を、毎年順番で使用し、3年で一巡する構成となっている。

【調査の構成】 1－認可外保育施設利用世帯票 2－保育所利用世帯票 3－認可外保育施設調査票
4－市町村事業票

【公表】 認可外保育施設利用世帯票：インターネット（平成24年2月）、保育所利用世帯票、認可外保育施設調査票：インターネット（平成23年2月）、市町村事業票：インターネット（調査実施年の翌年10月）

【備考】 今回の変更は、市町村事業票に係る調査事項の一部変更。なお、平成23年に行われる市町村事業票による調査においては、以下の調査計画を基本としながらも、東日本大震災により、津波などの影響を受けた地域については、調査を行わないことが検討されている。

※

【調査票名】 1－認可外保育施設利用世帯票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）の利用世帯 （抽出枠）認可外保育施設調査票による調査の結果から作成した施設名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）16,000/180,000 （配布）認可外保育施設経由 （収集）認可外保育施設経由 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の2月1日現在（調査事項によって、調査実施年度の1月の状況等） （系統）厚生労働省－都道府県－市町村（指定都市及び中核市を除く。）－認可外保育施設－報告者、厚生労働省－指定都市・中核市－認可外保育施設－報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年2月8日～3月15日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 父母の就労状況、3. 世帯年収、4. 施設利用日数・時間、5. 施設利用料、6. 認可保育所への入所の検討状況 等

※

【調査票名】 2－保育所利用世帯票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 世帯 (属性) 保育所を利用している世帯 (抽出枠) 保育所施設名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 17,000/2,300,000 (配布) 保育所経由 (収集) 保育所経由 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の2月1日現在 (系統) 厚生労働省－都道府県・指定都市・中核市－福祉事務所－保育所－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年1月15日～3月15日

【調査事項】 1. 世帯の状況、2. 保育所の入所状況、3. 父母の就業状況等

※

【調査票名】 3－認可外保育施設調査票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 事業所 (属性) 認可外保育施設

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 7,300 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年度の2月1日現在 (系統) 厚生労働省－都道府県－市町村－報告者、厚生労働省－指定都市・中核都市－報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年1月15日～3月15日

【調査事項】 1. 施設の名称、2. 所在地、3. 設置主体、4. 通常の開所時間、5. 在所児童数、6. 従事者数等

※

【調査票名】 4－市町村事業票

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 地方公共団体 (属性) 市町村 (特別区含む。)

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 1,747 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 調査実施年の10月1日現在 (系統) 厚生労働省－都道府県－報告者 (市(指定都市及び中核市を除く。)) 区町村)、厚生労働省－報告者 (指定都市及び中核市)

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成23年9月中旬～11月14日

【調査事項】 1. 保育所定員の弾力化の状況、2. 短時間勤務の保育士の導入状況、3. 保育料の収納事務の私人への委託状況、4. 幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況、5. 一時預かりについて、6. 子育て支援に関する情報提供の状況、7. 放課後児童クラブについて 等

○届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 県営名古屋空港利用実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月4日

【実施機関】 愛知県地域振興部航空対策課

【目的】 県営名古屋空港については、日本航空の9路線全てが平成23年3月に廃止された。新たに参入したフジドリームエアラインズによって、平成22年10月31日からは福岡路線が、平成23年3月27日からは熊本路線が、5月21日からはいわて花巻路線が、新規に就航したものの、多くの路線が廃止されたままであるとともに、新規路線の搭乗率も低い状況にある。本調査では、ビジネスでの利用を含む旅客全般を対象としたアンケート調査を実施することで、県営名古屋空港からの路線撤退の利用客に対する影響や利用者の利用状況、路線への要望等を把握し、今後の県営名古屋空港の利用促進や路線開設の働きかけ等を検討するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－県営名古屋空港利用者アンケート調査票（出発者用、到着者用） 2－県営名古屋空港のビジネスでの利用に関するアンケート調査票

※

【調査票名】 1－県営名古屋空港利用者アンケート調査票（出発者用、到着者用）

【調査対象】 （地域）愛知県、岐阜県、三重県、静岡県（県営名古屋空港の利用者の居住地）（単位）個人（属性）県営名古屋空港の定期航空路線の利用者（抽出枠）県営名古屋空港定期路線利用者

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,800/9,500（配布）調査員（取集）調査員（記入）自計（把握時）平成23年8月現在（系統）愛知県－民間事業者－調査員－報告者

【周期・期日】（周期）二回限り（実施期日）平成23年8月11日～17日、平成23年9月7日～13日

【調査事項】 1. 利用路線（往路か復路かを含めて）、2. 性別、3. 年齢、4. 居住地等、5. 旅行目的、6. 旅行期間、7. 旅行目的地、8. 職業、9. 空港までのアクセス（出発便）、10. 目的地までのアクセス（到着便）、11. アクセスに利用した交通機関の選択理由、12. 航空券の購入方法、13. 航空機を利用した理由、14. 県営名古屋空港を利用した理由、15. 名古屋空港の就航先を知っているか、16. 平成23年3月末までに廃止になり不便になった路線とその路線の利用頻度、17. 利用目的、18. 代替手段、19. 路線廃止についての意見、20. その他意見（名古屋空港に求めるものなど）

※

【調査票名】 2－県営名古屋空港のビジネスでの利用に関するアンケート調査票

【調査対象】（地域）愛知県全域（単位）企業（属性）名古屋商工会議所会員（抽出枠）名古屋商工会議所の会員のうち従業員数の上位3,000社

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）3,000/16,500（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年9月現在（系統）愛知県－民間事業者－

報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 業種及び従業員規模、2. 県営名古屋空港の就航路線に対する認知度、3. 3月末までで廃止になった路線の業務等への影響、4. 主な航空機による出張先、また、行き先別の平均の旅行期間、5. 現在の名古屋空港の利用状況(行き先別の年間の利用回数、利用人数)、6. 年間の航空機により出張する社員の人数、7. 現在の経済状況の中で航空機を利用した出張の状況、8. 現在の問題・課題、9. 改善要望等

【調査名】 県内主要企業に対するイベント・コンベンション等（MICE）実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月5日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課

【目的】 イベント・コンベンション等（MICE）の戦略的な誘致を推進するため、県内主要企業に対し、企業ミーティング及びインセンティブ旅行（報奨・研修旅行）に関する実態調査を行い、MICE誘致方策「愛知・名古屋MICEアクションプラン」を作成するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1－企業ミーティングについてのアンケート 調査票 2－インセンティブ旅行（報奨・研修旅行）についてのアンケート 調査票

※

【調査票名】 1－企業ミーティングについてのアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）愛知県内主要企業 （抽出枠）県内企業海外拠点一覧、愛知県特定工場一覧表、県内外資系企業一覧

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）450／1,830 （配布）郵送 （収集）郵送、その他（電話）（記入）併用 （把握時）平成20年度から22年度までの3年間の実績 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月上旬～9月上旬

【調査事項】 1. 企業名、2. 回答者名、3. 企業ミーティングの実施状況、4. 過去に開催した企業ミーティングの概要等、5. 環境整備の意向、6. おもてなしの意向

※

【調査票名】 2－インセンティブ旅行（報奨・研修旅行）についてのアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）愛知県内主要企業 （抽出枠）県内企業海外拠点一覧、愛知県特定工場一覧表、県内外資系企業一覧

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）450／1,830 （配布）郵送 （収集）郵送、その他（電話）（記入）併用 （把握時）平成20年度から22年度までの3年間の実績 （系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月上旬～9月上旬

【調査事項】 1. 企業名、2. 回答者名、3. インセンティブ旅行の実施状況、4. 過去に開催したインセンティブ旅行の概要等、5. おもてなしの意向

【調査名】 アンテナショップでの県産品販売に関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月11日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課

【目的】 愛知県内の市町村、業界団体及び中小企業を対象にアンテナショップへの出展状況及び首都圏・関西圏・既存インターネットモールへの出展要望等を把握し、県外に向けた効果的な県産品のPR・販売の在り方について検討するための基礎資料とする。

【調査の構成】 1-アンテナショップでの県産品販売に関する実態調査 アンケート調査票

※

【調査票名】 1-アンテナショップでの県産品販売に関する実態調査 アンケート調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）団体・企業 （属性）愛知県内の市町村、商工会議所、商工会、漁業協同組合、農業協同組合、愛知県中小企業団体中央会加入組合所属企業のうち、加工食品、伝統的工芸品、生鮮食品取扱企業（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿、愛知県中小企業団体中央会ホームページの検索による企業リスト

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）600／1,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成23年8月1日現在（系統）愛知県-民間事業者-報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年8月中旬～9月中旬

【調査事項】 1. 団体の概要（団体名、所在地等）、2. 県産品アンテナショップへの出展状況、3. 出展の条件、4. 出展しない理由等

【調査名】 命の里実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月12日

【実施機関】 京都府農林水産部農村振興課

【目的】 京都府の過疎化高齢化集落の推移、生活実態及び住民の支援ニーズ等を調査し、過疎化高齢化が著しい集落に対する支援方策を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-命の里実態調査 調査票

※

【調査票名】 1-命の里実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）京都府全域 （単位）農業集落 （属性）農林業センサス上の農業集落 （抽出枠）2005年農林業センサス

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）48／1,700 （配布）職員 （収集）職員 （記入）他計 （把握時）調査日現在 （系統）京都府-報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則5年） （実施期日）平成23年8月8日

【調査事項】 1. 農業生産活動の状況、2. 集落における活動の状況、3. 集落における日常生活の状況、4. 集落の概況、5. 集落の維持等の見通し

【調査名】 公立小・中・高等学校における児童生徒の喫煙・飲酒状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月15日

【実施機関】 青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課

【目的】 学校での喫煙・飲酒防止教育は、現在、小・中・高等学校の学習指導要領において実施することが明記されており、各学校において実施されているが、未成年者の喫煙に関する課題は解決されているとは言えない状況にある。また、タスポの導入やタバコの値上げなど、タバコを取り巻く環境の変化に伴い、未成年者の喫煙の現状に変化があると思われることから、未成年者の喫煙の現状を把握し、喫煙防止のための効果的な対策を検討するための基礎資料とすることを目的に本調査を実施する。また、未成年者の喫煙と飲酒の関連性について把握したいので、飲酒に関する実態についても併せて調査を実施する。

【調査の構成】 1－小学生の喫煙・飲酒状況調査 調査票 2－中学1年生の喫煙・飲酒状況調査 調査票 3－中学3年生の喫煙・飲酒状況調査 調査票 4－高校生の喫煙・飲酒状況調査 調査票

※

【調査票名】 1－小学生の喫煙・飲酒状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）小学5年生の男女 （抽出枠）青森県小学校在籍児童数名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）4,796/12,450 （配布）学校経由 （収集）学校経由 （記入）自計 （把握時）平成23年8月29日～9月30日までの任意の1日 （系統）青森県－学校－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月29日～9月30日

【調査事項】 1. 児童の属性（性別、家族構成）、2. たばこについての質問（喫煙の有無、頻度等）、3. お酒についての質問（飲酒の有無、頻度等）

※

【調査票名】 2－中学1年生の喫煙・飲酒状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）中学1年生の男女 （抽出枠）青森県中学校在籍生徒数名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,396/13,000 （配布）学校経由 （収集）学校経由 （記入）自計 （把握時）平成23年8月29日～9月30日までの任意の1日 （系統）青森県－学校－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月29日～9月30日

【調査事項】 1. 生徒の属性（性別、家族構成）、2. たばこについての質問（喫煙の有無、頻度等）、3. お酒についての質問（飲酒の有無、頻度等）

※

【調査票名】 3－中学3年生の喫煙・飲酒状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）青森県全域 （単位）個人 （属性）中学3年生の男女 （抽出枠）青森県中学校在籍生徒数名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,478/13,000 （配布）学校経由 （取

集) 学校経由 (記入) 自計 (把握時) 平成23年8月29日～9月30日までの任意の1日 (系統) 青森県-学校-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年8月29日～9月30日

【調査事項】 1. 生徒の属性(性別、家族構成)、2. たばこについての質問(喫煙の有無、頻度等)、3. お酒についての質問(飲酒の有無、頻度等)

※

【調査票名】 4-高校生の喫煙・飲酒状況調査 調査票

【調査対象】 (地域) 青森県全域 (単位) 個人 (属性) 高校3年生の男女 (抽出枠) 青森県高等学校在籍生徒数名簿

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3,425/10,000 (配布) 学校経由 (収集) 学校経由 (記入) 自計 (把握時) 平成23年8月29日～9月30日までの任意の1日 (系統) 青森県-学校-報告者

【周期・期日】 (周期) 一回限り (実施期日) 平成23年8月29日～9月30日

【調査事項】 1. 生徒の属性(性別、家族構成)、2. たばこについての質問(喫煙の有無、頻度等)、3. お酒についての質問(飲酒の有無、頻度等)

【調査名】 愛知県NPO法人会計基準及び寄附金等に関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月15日

【実施機関】 愛知県県民生活部社会活動推進課

【目的】 本調査は、NPO法人が寄附金等の社会的支援を拡大していくために、NPO法人会計の明確化に関する実態を把握すること及び認定NPO法人改正に伴う要件充当可能性の状況を把握することを目的とする。

【調査の構成】 1－愛知県NPO法人会計基準及び寄附等に関する実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－愛知県NPO法人会計基準及び寄附等に関する実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）法人 （属性）愛知県知事所轄NPO法人 （抽出枠）平成21年度の事業報告書を愛知県に提出したNPO法人

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計（把握時）平成21年度1年間の実績（一部は報告時点）（系統）愛知県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月20日～9月20日

【調査事項】 1. 法人の概要、2. 会計管理体制、3. NPO会計基準の採用状況及び今後の導入予定、4. 認定NPO法人制度改正に伴う今後の申請予定、5. 融資状況、6. 寄附金・会費収入額及び寄附者・会費納入者の数

【調査名】 県民健康意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月15日

【実施機関】 三重県健康福祉部健康づくり室

【目的】 三重県健康増進計画の評価に必要な調査として「県民健康意識調査」を実施し、評価に必要な調査結果書をまとめるために必要な知見を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－県民健康意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－県民健康意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）個人 （属性）平成23年4月現在で三重県内の市町村に住民登録をしている15歳以上の県民 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000／1,870,000 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年8月1日現在（一部の項目については、過去1年間の実績） （系統）調査票の配布：三重県－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－三重県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年8月1日～8月22日

【調査事項】 1. 調査対象者の基本属性（性・年齢・居住地等）、2. 健康状態・意識に係る項目、3. 生活習慣に係る項目等

【調査名】 三重県内事業所健康意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月15日

【実施機関】 三重県健康福祉部健康づくり室

【目的】 三重県健康増進計画の評価に必要な調査として「三重県内事業所健康意識調査」を実施し、職域における健康づくり環境の実態及び課題を把握し、評価に必要な調査結果書をまとめるために必要な知見を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－三重県内事業所健康意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－三重県内事業所健康意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）事業所 （属性）事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス－基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000／88,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在（一部の項目については、過去1年間の実績） （系統）調査票の配布：三重県－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－三重県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年9月1日～9月30日

【調査事項】 1. 事業所の基本属性、2. 基本環境（健康診査の実施状況、健康づくり対策等）の項目

【調査名】 秋田県買い物動向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月19日

【実施機関】 秋田県産業労働部商業貿易課

【目的】 秋田県内における消費者の買物先、消費動向及び消費者が求める商業機能等を調査することにより、商圈構造や多様化する消費者ニーズを把握するとともに、各地域の買物環境の状況を把握することで、地域商業振興施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－秋田県買い物動向調査 調査票

※

【調査票名】 1－秋田県買い物動向調査 調査票

【調査対象】 （地域）秋田県全域 （単位）個人 （属性）秋田県内在住の20歳以上の男女（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000／911,057 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査票記入日までの過去1年間（年齢については、平成23年4月1日現在）（系統）都道府県－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）1回限り（緊急雇用創出臨時対策基金活用事業のため）（実施期日）平成23年7月～8月

【調査事項】 1. 買物先、2. 買物先の選択理由、3. 通信販売の利用状況、4. 買物時の移動手段、5. 買物環境、6. 対象者の属性、7. 意見・要望

【調査名】 仕事と生活のバランス実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月19日

【実施機関】 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課

【目的】 本調査は、兵庫県内企業の「仕事と生活のバランス」推進状況を把握し、県内企業の「仕事と生活のバランス」に関する施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－仕事と生活のバランス実態調査 調査票

※

【調査票名】 1－仕事と生活のバランス実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）事業所 （属性）民営事業所 （抽出枠）タウンページの電子情報

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）16,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年4月1日現在（一部の調査事項について、平成22年度一年間又は平成20年度から22年度までの3年間を対象にしている事項がある。）（系統）兵庫県－（財）兵庫県勤労福祉協会－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年7月25日～8月25日

【調査事項】 1. 事業所の属性、2. 労働時間、3. 仕事と生活のバランスの推進、4. 従業員のための各種制度・施策、5. 男性の育児、6. 積立休暇、7. 育児休業制度、8. 介護休業制度、9. 妊娠・出産・育児・介護・配偶者の転勤等で退職した従業員の再雇用制度、10. ワークシェアリング

【調査名】 労働条件・賃金実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月19日

【実施機関】 兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課

【目的】 本調査は、基本的労働条件である賃金、労働時間等の兵庫県内各地域の実態を明らかにし、企業の賃金決定の際の参考資料及び労働施策策定の基本資料として活用できるようにすることを目的とする。

【調査の構成】 1－労働条件・賃金実態調査票 2－平成23年 賃金調査票（従業員個人別票）

※

【調査票名】 1－労働条件・賃金実態調査票

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）事業所 （属性）民営事業所 （抽出枠）タウンページの電子情報

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）10,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年7月1日現在（事項によっては、7月1か月分の実績）（系統）兵庫県－（財）兵庫県勤労福祉協会－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年7月25日～8月25日

【調査事項】 1. 事業所の概況、2. 休日休暇制度、3. 賃金、4. 定年制、5. 非正規社員

※

【調査票名】 2－平成23年 賃金調査票（従業員個人別票）

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）事業所 （属性）民営事業所 （抽出枠）タウンページの電子情報

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）10,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年7月1日現在（事項によっては、7月1か月分の実績）（系統）兵庫県－（財）兵庫県勤労福祉協会－報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年7月25日～8月25日

【調査事項】 1. 性別、2. 雇用形態、3. 労働者の種類、4. 最終学歴、5. 年齢、6. 勤続年数、7. 実労働日数、8. 総実労働時間数、9. 賃金支給総額

【調査名】 NPOに関する実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月21日

【実施機関】 長野県企画部県民協働・NPO課

【目的】 本調査は、県民、企業、NPOを対象に、NPOを取り巻く実態を把握し、長野県における県民協働の推進や新しい公共のあり方を検討するための基礎資料とするとともに、新しい公共支援・推進事業の事業化に当たっての参考資料とするために行う。

【調査の構成】 1-NPOに関する実態調査（県民の皆様） 調査票 2-NPOに関する実態調査（企業の皆様） 調査票 3-NPOに関する実態調査（NPOの皆様） 調査票

※

【調査票名】 1-NPOに関する実態調査（県民の皆様） 調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上の県民 （抽出枠）選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/1,757,720 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）報告時点 （系統）長野県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月26日～9月16日

【調査事項】 1. NPO活動への参加（参加の有無、理由）、2. NPO活動に対する資金支援（寄附経験の有無）

※

【調査票名】 2-NPOに関する実態調査（企業の皆様） 調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数100人以上を有する事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）100/995 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）報告時点 （系統）長野県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月26日～9月16日

【調査事項】 1. 社会貢献活動（活動の有無、内容、問題点）、2. NPOとの協働（協働の有無、内容、成果、理由、問題点）、3. 行政との協働（協働の有無、内容、今後の意向、条件）、4. NPO活動に対する資金支援（資金支援の有無、内容、理由、支援先選定時の着眼点、今後の予定、支援の前提条件）

※

【調査票名】 3-NPOに関する実態調査（NPOの皆様） 調査票

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）法人及び団体 （属性）県が認証しているNPO法人、県内のボランティア団体 （抽出枠）長野県NPO法人一覧、ボランティアグループ数・活動者数調査結果

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）904/3,829 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）報告時点（一部直近の会計年度） （系統）長野県一民間事業者一報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年8月26日～9月16日

【調査事項】 1. 活動の状況（活動の内容、問題点）、2. 行政、企業等との協働の状況（協働の有無、内容、相手先、理由、メリット、デメリット、予定・希望、相手方に望むこと、

行政との協働について進めるべき分野・理由・事業提案の意向等) 3. 資金調達 (収入の内訳・金額、問題点、寄附の状況、借入金の状況)

【調査名】 静岡市健康に関する意識・生活アンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月29日

【実施機関】 静岡市保健福祉子ども局保健衛生部健康づくり推進課

【目的】 本調査は、市民の健康意識や生活実態等を把握し、「静岡市健康欄満計画」（健康増進計画）の最終評価及び次期計画策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1-1～3歳調査票 2-4～12歳調査票 3-12～19歳調査票 4-20～64歳調査票 5-65～84歳調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1-1～3歳調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）静岡市内に居住する1～3歳の者とその保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）800/17,300 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在 （系統）調査票の配布：静岡市-民間事業者-報告者、調査票の回収：報告者-静岡市

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年9月22日～10月10日

【調査事項】 1. 子供の基本情報について、2. 食生活について、3. 食生活・歯について、4. 妊娠・出産について、5. 育児・健康について

※

【調査票名】 2-4～12歳調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）静岡市内に居住する4～12歳（平成23年度に小学生である者）の者とその保護者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/55,800 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在 （系統）調査票の配布：静岡市-民間事業者-報告者、調査票の回収：報告者-静岡市

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年9月22日～10月10日

【調査事項】 1. 子供の基本情報について、2. 食生活・歯について、3. 日常生活・健康状態について、4. 保護者の状況について

※

【調査票名】 3-12～19歳調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）静岡市内に居住する12（平成23年度に中学生である者）～19歳の者 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,300/46,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在 （系統）調査票の配布：静岡市-民間事業者-報告者、調査票の回収：報告者-静岡市

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成23年9月22日～10月10日

【調査事項】 1. 報告者の基本情報について、2. 食生活について、3. 運動について、4. 身体・

心の健康について

※

【調査票名】 4-20～64歳調査票

【調査対象】 (地域) 静岡市全域 (単位) 個人 (属性) 静岡市内に居住する20～64歳の者
(抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2,800/415,500 (配布) 郵送 (取
集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年9月1日現在 (系統) 調査票の配布:
静岡市-民間事業者-報告者、調査票の回収: 報告者-静岡市

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年9月22日～10月10日

【調査事項】 1. 報告者の基本情報について、2. 食生活について、3. 運動について、4. 身体・
心の健康について、5. 日常生活・健康意識について、6. 就労等について

※

【調査票名】 5-65～84歳調査票

【調査対象】 (地域) 静岡市全域 (単位) 個人 (属性) 静岡市内に居住する65～84歳の者
(抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,200/152,500 (配布) 郵送 (取
集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年9月1日現在 (系統) 調査票の配布:
静岡市-民間事業者-報告者、調査票の回収: 報告者-静岡市

【周期・期日】 (周期) 不定期 (実施期日) 平成23年9月22日～10月10日

【調査事項】 1. 報告者の基本情報について、2. 食生活について、3. 運動・心の健康について、
4. 日常生活・健康意識について

(2) 変更

【調査名】 労働状況実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月1日

【実施機関】 川崎市経済労働局労働雇用部

【目的】 川崎市内の民間企業・事業所の労働時間、雇用状況を中心とした労働事情を明らかにし、勤労者福祉の向上及び各事業所の企業活力の増進に資することを目的とする。

【調査の構成】 1－労働状況実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－労働状況実態調査票

【調査対象】 （地域）川崎市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する事業所とする。「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類「政治・経済・文化団体」を除く。）」ただし、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（中分類「政治・経済・文化団体」を除く。）」の産業分類については、本調査では、「サービス業」とした。（抽出枠）川崎市事業者名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/3,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月1日現在 （系統）川崎市一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月1日～8月最終金曜日

【調査事項】 1. 事業所の属性（主な産業、労働組合の有無、正社員数、非正社員数）、2. 景気動向・経営状況、3. 週休形態、4. 所定労働時間・日数等、5. 年次休暇の取得状況、6. 雇用状況、7. 各種制度（定年制度、退職金制度、再雇用・再任用制度、育児休業制度、介護休業制度、子の看護休暇）の整備状況、8. ワークライフバランスの取組状況、9. 東日本大震災の影響（被害の有無、被害の内容、回復状況、電力不足対策）

【調査名】 一般廃棄物実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月7日

【実施機関】 三重県環境森林部ごみゼロ推進室

【目的】 本調査は、三重県内の全市町、NPO団体等及び事業者に対し、ごみ減量化に関する現状を継続的に調査し、ごみ減量やリサイクルに関する取組状況の変化を把握することで、今後の効果的な施策を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 一般廃棄物実態調査（市町ごみ処理状況調査） 調査票 2 一般廃棄物実態調査（NPO等団体アンケート） 調査票 3 一般廃棄物実態調査（事業者意識調査） 1 調査票 4 一般廃棄物実態調査（事業者意識調査） 2 調査票

【備考】 今回の変更は、一般廃棄物実態調査（市町ごみ処理状況調査）調査票及び一般廃棄物実態調査（NPO等団体アンケート）調査票に係る調査事項の一部変更並びに一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）1調査票及び一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）2調査票の新設。本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部会について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1 一般廃棄物実態調査（市町ごみ処理状況調査） 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）市町 （属性）市町

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）29 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の4月1日～調査実施年度の7月下旬（一部の調査項目については、平成14年度以降及び調査実施年度の3年度前～1年度前の実績）（系統）三重県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1. 事業系ごみの総合的な減量化の推進状況（事業系ごみ処理システムの再構築、事業系ごみの発生・排出抑制、事業系ごみの再利用の促進）、2. リユースの推進状況（不用品の再使用の推進、リターナブル容器の普及促進、リースやレンタルの推進、モノの長期使用の推進）、3. 容器包装ごみの減量・再資源化状況（容器包装リサイクル法への対応、容器包装の削減・簡素化の推進）、4. 生ごみの再資源化状況（生ごみの堆肥化・飼料化、生ごみのエネルギー利用）、5. 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進状況（ローカルデポジット制度の導入、障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進、ごみゼロに資する地域活動の活性化促進、民間活力を生かす拠点回収システムの構築、埋立ごみの資源としての有効利用の推進）、6. 公正で効率的なごみ処理システムの構築（ごみ処理の有料化等経済的手法の活用、廃棄物会計等活用促進、地域密着型資源物回収システムの構築、地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進）、7. ごみ行政への県民参画と協働の推進状況（住民参画の行動計画づくり、レジ袋削減・マイバッグ運動の展開、ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進、情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化、もったいない普及啓発運動の展開）、8. ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり（環境学習・環境教育の充実、ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援）

※

【調査票名】 2—一般廃棄物実態調査（NPO等団体アンケート） 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）団体 （属性）三重県が認証したNPO法人が記載されている名簿のうち定款から「環境」に関連すると判断した団体及び、地域ごみゼロ交流会参加者等協力団体名簿（これまで地域ごみゼロ交流会など「ごみゼロ」の取組への協力団体のリスト）に記載されている協力団体等 （抽出枠）三重県が認証したNPO法人が記載されている名簿及び地域ごみゼロ交流会参加者等協力団体名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月下旬現在 （系統）三重県—報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1. ごみの減量やリサイクルの取組内容、2. ごみ減量化の連携相手、3. ごみの減量化やリサイクル以外の環境取組内容

※

【調査票名】 3—一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）1 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類の大分類に掲げる「農業、林業」、「漁業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所 （抽出枠）三重県事業所企業統計リスト掲載企業

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/80,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）4月1日～翌年3月31日 （系統）三重県—報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1. 事業所で実施しているごみ減量化取組の状況、2. 事業所から排出される事業系一般廃棄物の排出状況、3. 事業所から排出される事業系一般廃棄物の処理方法

※

【調査票名】 4—一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）2 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）企業 （属性）「企業環境ネットワーク・みえ」会員企業 （抽出枠）「企業環境ネットワーク・みえ」会員企業

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）343 （配布）郵送・オンライン（電子メール） （収集）郵送・オンライン（電子メール） （記入）自計 （把握時）4月1日～翌年3月31日 （系統）三重県—報告者

【周期・期日】 （周期）年（一般廃棄物実態調査（事業者意識調査）1を実施しない年） （実施期日）毎年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1. 事業所で実施しているごみ減量化取組の状況、2. 事業所から排出される事業系一般廃棄物の排出状況、3. 事業所から排出される事業系一般廃棄物の処理方法

【調査名】 鳥取県青少年育成意識調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月8日

【実施機関】 鳥取県企画部青少年文教課

【目的】 青少年及び成人の意識並びに行動を調査することにより、その実態を的確に把握し、過去に実施した調査結果との時間的変容を解明し、もって青少年施策の基礎資料を得ること。

【調査の構成】 1－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（小学2年生用） 2－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（小学5年生用） 3－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（中学2年生用） 4－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（高校2年生用） 5－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（保護者用） 6－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（青年用）

【備考】 今回の変更は、青年用調査票に係る報告者の属性的範囲の変更、成人用調査票の廃止、全調査票に係る調査事項の一部変更等。なお、本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

※

【調査票名】 1－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（小学2年生用）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）小学2年生の児童 （抽出枠）鳥取県教育委員会が有する学校一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400/5, 300 （配布）学校経由 （取集）学校経由 （記入）自計 （把握時）平成23年7月1日現在 （系統）鳥取県一小学校一報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年 （実施期日）平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 報告者自身について（自己肯定感、悩みなど）、3. 家庭生活について、4. 学校生活について、5. 家庭や学校以外での経験について 等

※

【調査票名】 2－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（小学5年生用）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）小学5年生の児童 （抽出枠）鳥取県教育委員会が有する学校一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400/5, 600 （配布）学校経由 （取集）学校経由 （記入）自計 （把握時）平成23年7月1日現在 （系統）鳥取県一小学校一報告者

【周期・期日】 （周期）おおむね5年 （実施期日）平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 報告者自身について（自己肯定感、悩みなど）、3. 家庭生活について、4. 学校生活について、5. 家庭や学校以外での経験について 等

※

【調査票名】 3－鳥取県青少年育成意識調査 調査票（中学2年生用）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）個人 （属性）中学2年生の生徒 （抽出枠）鳥取県教育委員会が有する学校一覧

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）400/5, 500 （配布）学校経由 （取集）学校経由 （記入）自計 （把握時）平成23年7月1日現在 （系統）鳥取県一中学

校一報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 報告者自身について(自己肯定感、悩みなど)、3. 家庭生活について、4. 学校生活について、5. 家庭や学校以外での経験について、6. 将来について 等

※

【調査票名】 4－鳥取県青少年育成意識調査 調査票(高校2年生用)

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 個人 (属性) 高校2年生の生徒 (抽出枠) 鳥取県教育委員会が有する学校一覧

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 400/6,000 (配布) 学校経由 (収集) 学校経由 (記入) 自計 (把握時) 平成23年7月1日現在 (系統) 鳥取県一高校一報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 報告者自身について(自己肯定感、悩みなど)、3. 家庭生活について、4. 学校生活について、5. 家庭や学校以外での経験について、6. 将来について 等

※

【調査票名】 5－鳥取県青少年育成意識調査 調査票(保護者用)

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 個人 (属性) 小学2年生・小学5年生の児童及び中学2年生・高校2年生の生徒の保護者

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,600/22,400 (配布) 学校経由 (収集) 学校経由 (記入) 自計 (把握時) 平成23年7月1日現在 (系統) 鳥取県一小学校・中学校・高校一児童・生徒一報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 子どもの生活について、2. 青少年を取り巻く環境について 等

※

【調査票名】 6－鳥取県青少年育成意識調査 調査票(青年用)

【調査対象】 (地域) 鳥取県全域 (単位) 個人 (属性) 19歳～29歳の者 (抽出枠) 住民基本台帳

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 1,700/60,800 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成23年7月1日現在 (系統) 鳥取県一報告者

【周期・期日】 (周期) おおむね5年 (実施期日) 平成23年7月1日～7月31日

【調査事項】 1. 報告者の属性、2. 仕事について、3. 休日の過ごし方について、4. 家庭や仕事以外での経験について、5. 地域活動について 等

【調査名】 神戸市内景況・雇用動向調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年7月11日

【実施機関】 神戸市産業振興局企業誘致推進室経済企画課

【目的】 本調査は、具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1－第13回神戸市内景況・雇用動向調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の変更（東日本大震災の影響等）及び調査の実施期間の変更。

※

【調査票名】 1－第13回神戸市内景況・雇用動向調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する従業員5名以上の神戸市内に本社が所在する企業（抽出枠）民間事業者が保有する企業名簿に産業振興局が規模・業種等の情報を基に訂正を加えたもの

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000/16,539 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査票記入日現在 （系統）神戸市－民間事業者－報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）平成23年7月13日～7月29日

【調査事項】 1. 景況雇用動向に関する事項、2. 東日本大震災の影響等に関する事項、3. 東日本大震災の影響による節電への取り組みに関する事項、4. 事業計画に関する事項

【調査名】 労働関係総合実態調査（採用管理・教育訓練等実態調査）（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月15日

【実施機関】 山口県商工労働部労働政策課

【目的】 本調査は、山口県内の民営事業所の採用管理・教育訓練の状況及び年次有給休暇の付与・取得状況の実態を総合的に把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

【沿革】 平成23年に、調査の名称が「労働関係総合実態調査（雇用管理・教育訓練等実態調査）」から「労働関係総合実態調査（採用管理・教育訓練等実態調査）」に変更された。

【調査の構成】 1－労働関係総合実態調査（採用管理・教育訓練等実態調査） 調査票

【備考】 今回の変更は、沿革欄記載の変更のほか、母集団名簿、基準となる期日、調査項目等の変更。

※

【調査票名】 1－労働関係総合実態調査（採用管理・教育訓練等実態調査） 調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「教育，学習支援業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用雇用する労働者の数が5人以上の民営事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/26,600 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月30日現在 （系統）山口県一報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年9月26日～11月1日

【調査事項】 1. 企業の概要、2. 新規学校卒業者について、3. 中途採用者について、4. 既卒者の採用について、5. フリーターの採用について、6. 若年労働者等の採用について、7. 人事方針について、8. 教育訓練について、9. 年次有給休暇について

【調査名】 雇用管理実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月22日

【実施機関】 山口県商工労働部労働政策課

【目的】 本調査は、山口県下の民営事業所で働く女性労働者（パートタイム労働者を含む。）管理の実態を把握し、今後の女性労働者の地位向上と福祉の増進を図るための基礎資料とするとともに、併せて労使関係者の理解の増進に供することを目的とする。

【調査の構成】 1－雇用管理実態調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的、調査対象の範囲（属性的範囲）、報告を求める者（選定の方法）、報告を求める期間（調査の実施期間）及び調査事項（一部）等。

※

【調査票名】 1－雇用管理実態調査票

【調査対象】 （地域）山口県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類のうち、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用雇用する労働者の数が5人以上の民営事業所（抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/26,100 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年6月30日現在 （系統）山口県一報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年8月19日～9月30日

【調査事項】 1. 企業の概要 (1) 業種、(2) 企業規模、2. 女性労働者に関する項目 (1) コース別雇用管理制度の状況、(2) 女性労働者の職種の区分、(3) 女性管理職の状況、(4) 女性の活用にあたっての問題点、(5) ポジティブアクションの取組状況、(6) セクハラ防止措置の状況、(7) 改正次世代法の周知状況、(8) 一般事業主行動計画の策定状況、(9) 出産前退職の状況、(10) 出産者の育児休業取得及び退職状況、(11) 育児の理由による退職状況、(12) 改正育児・介護休業法の周知状況、(13) 育児休業制度の規定状況、(14) 育児休業期間及び期間中の賃金の状況、(15) 育児のための勤務時間短縮等の措置の有無、(16) 介護休業制度の規定状況、(17) 介護休業制度の利用者、(18) 介護休業期間及び期間中の賃金の状況、(19) 介護のための勤務時間短縮等の措置の有無、(20) 介護の理由による退職状況、(21) 短時間勤務選択の有無、(22) 子の看護休暇制度の規定状況、(23) 退職した人の再雇用制度の状況、(24) 職業家庭両立推進者の選任の有無、3. 女性パートタイム労働者に関する事項 (1) 労働条件明示内容、明示方法、(2) 就業規則の規定状況、(3) 職種、年齢構成等の状況、(4) 諸手当、昇級、賞与等処遇の状況、(5) 正社員との均衡を考慮した処遇、(6) 正社員への転換制度の有無

【調査名】 中小企業景況調査（平成23年届出・3回目）

【受理年月日】 平成23年7月25日

【実施機関】 愛知県産業労働部産業労働政策課

【目的】 愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図るため。

【調査の構成】 1－中小企業景況調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－中小企業景況調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業 （属性）製造業、卸・小売業、建設業、サービスを営む中小企業（製造業・建設業（資本金3億円以下又は従業員300人以下）、卸売業（資本金1億円以下又は従業員300人以下）、小売業（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）、サービス業（資本金5千万円以下又は従業員100人以下）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/162,000 （配布）郵送・FAX （取集）郵送・FAX （記入）自計 （把握時）毎年4～6月期、7～9月期、10～12月期、1～3月期 （系統）愛知県一報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4～6月期（実施開始日である6月1日に到達するよう5月末日の3日前頃）、7～9月期（実施開始日である9月1日に到達するよう8月末日の3日前頃）、10～12月期（実施開始日である12月1日に到達するよう11月末日の3日前頃）、1～3月期（実施開始日である3月1日に到達するよう2月末日の3日前頃）

【調査事項】 1. 業種、2. 従業員数、3. 当期の経営実績、4. 採算、5. 設備投資、6. 雇用人員、7. 金融機関の貸出態度及び経営上の問題点、8. 行政が今後強化すべき支援策、9. 来期の見通し、10. 採算及び設備投資の計画、11. 大学等新卒者の採用動向（毎年1～3月期）、12. 新卒者等の採用動向に関する調査（平成23年7～9月期）

【調査名】 労働条件等実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年7月25日

【実施機関】 宮崎県商工観光労働部労働政策課

【目的】 宮崎県内の民間事業所に雇用されている労働者の労働条件等を把握し、その実態を明らかにするとともに、今後の労働行政の基礎資料とする。

【調査の構成】 1－平成23年度 労働条件等実態調査票

【備考】 今回の変更は、母集団名簿の変更及び調査事項の一部変更。

※

【調査票名】 1－平成23年度 労働条件等実態調査票

【調査対象】 （地域）宮崎県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「漁業」、「公務（他に分類されるものを除く）」、「分類不能の産業」を除く産業に属し、従業者数が5人以上の事業所 （抽出枠）平成21年経済センサス基礎調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/20,000 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年8月31日現在 （系統）宮崎県一報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月24日～9月30日

【調査事項】 1. 事業所の状況について、2. 休日・休暇について、3. 退職金制度について、4. 定年制について、5. 仕事と家庭の両立支援について、6. 心の健康対策について

【調査名】 特定健康診査に関する意識調査（平成23年届出・2回目）

【受理年月日】 平成23年7月27日

【実施機関】 静岡市保健福祉子ども局福祉部保険年金管理課

【目的】 本調査は、静岡市国民健康保険の特定健康診査受診率が低迷している状況を踏まえ、受診対象者の特定健康診査に対する意識、希望などを把握し、今後の受診率向上に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1－特定健康診査に関する意識調査 調査票

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。また、本調査は平成23年7月7日に新規調査として届出があり、7月12日に受理した後、選定の方法を有意抽出から無作為抽出に変更するとして7月22日に届出があり、7月27日に受理したところである。

※

【調査票名】 1－特定健康診査に関する意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡市全域 （単位）個人 （属性）平成23年度静岡市国民健康保険特定健康診査の対象者で、40～69歳の者 （抽出枠）特定健康診査データ管理システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）10,000/144,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年9月1日現在 （系統）調査票の配布：静岡市－民間事業者－報告者、調査票の回収：報告者－静岡市

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年9月1日～年9月22日

【調査事項】 1. 基本情報について、2. 特定健康診査について、3. 特定保健指導について、4. 健康づくりについて、5. ジェネリック医薬品について